

川崎市営霊園

集合個別型墓所設備設置について

集合個別型墓所をお使いいただくにあたり、次のような制限がありますのでご注意ください。

1 設備設置申請について

集合個別型墓所へ名板を設置するときは、次の手続きが必要です。

- (1) 申請書類
 - ア 設備設置申請書（早野聖地公園事務所にあります）
 - イ 墓地利用許可証（写し）
- (2) 申請について
 - ア 申請場所 早野聖地公園事務所
 - イ 申請受付時間 8時30分から17時30分まで（毎週木曜日を締切日とする）
 - ウ 許可書発行日 締切日までに受け付けた申請について翌週の木曜日

2 設備設置申請内容について

申請に基づく設備設置許可を受けたのち、所定の場所に名板を設置することができます。

- (1) 名板について
 - ア 名板は縦14.6cm、横41.6cm、厚さ2cm以上2.5cm以下の腐朽・腐食及び破損のしにくい材質のもので、墓石の名板設置場所（参照図面1）に隙間なく収まるように設置してください。
 - イ 固定は、墓石に影響のでないもので行い、モルタル等による接着はできません。
 - ウ 利用場所の誤り等を防止するため、早期に設置するようにしてください。
 - エ 墓碑名は、原則として利用者又は埋蔵者の家名もしくは抽象的な表現としていただきます。（利用者の家名とすることができない等、特別な事情がある場合にはご相談ください）

3 禁止事項について

- (1) 竹木もしくは草花の植栽、設備の形状変更及び施設に囲い等を設けることはできません。
- (2) 利用許可を受けた墓所であっても、設備設置許可を受けずに設備を設置することはできません。
- (3) 利用者以外の方が、設備設置の申請者となることはできません。

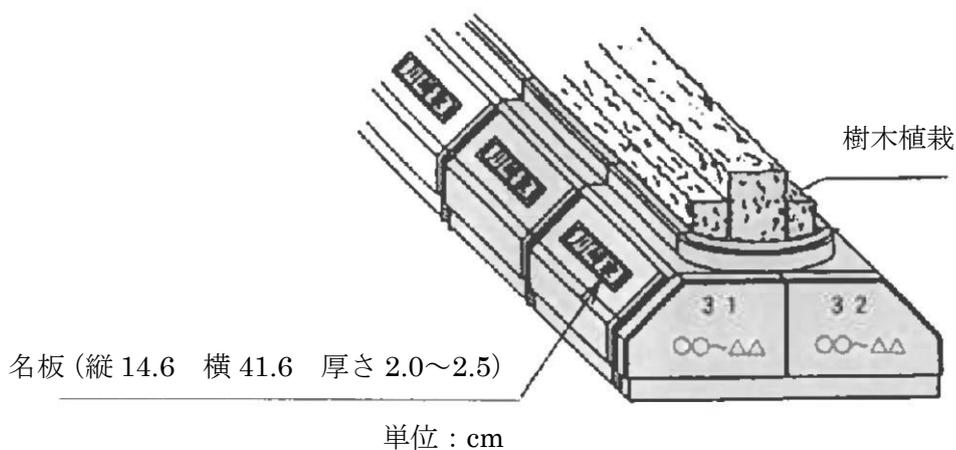
4 その他の注意事項

- (1) 車両の進入は、集合個別型墓所前の車止めまでとなりますのでご注意ください。
- (2) 申請から許可まで最長で2週間かかりますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 無許可の設備については、撤去及び現状に復していただきます。
- (4) 許可内容と異なる設備については、改善又は撤去していただきます。
- (5) 規格等の条件を満たしていても、公序良俗に反するものは、許可できません。
- (6) 名板の盗難、損傷等、一切の責は負いかねますのでご承知おきください。
- (7) 設備は、墓石等施設を傷つけないよう慎重に設置してください。
- (8) 塔婆は、立てることができません。
- (9) 防火対策上、線香立ては設置できません。合同線香立てをご利用ください。
- (10) 献花は、合同花立てをご利用ください。個々の墓所に、花立てを設置することはできません。

5 手続きのあらまし

1	申請書の提出	必要書類関係……設備設置申請書、墓地利用許可証（写し） 申請受付日………毎週木曜日を締切日とします。 受付時間は8時30分から17時30分
↓		
2	許可書の交付	許可書交付日……締切日の翌週の木曜日 手数料は無料です。
↓		
3	設備設置	許可書の交付を受けてから設置してください。
↓		
4	完了届の提出	設備の設置が完了し次第、完了届を提出してください。 後日、事務所にて設置状況の検査を行ないます。

参照図面 1



お問い合わせ先
川崎市麻生区早野 732 番地
川崎市早野聖地公園事務所
☎ 044 (987) 7855